

長崎県立奈留高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

本校は、小中高一貫教育校であると共に離島留学制度実施校でもある。

男子は、元々軟式野球が盛んで、全国大会出場や九州大会出場などの実績を残してきた。しかし、島の過疎化と共に生徒数が減少し、軟式野球の活動を続けていくことが困難になり、平成30年度から少数でも実施が可能で、現在小中学生も競技しているバドミントンの活動を含めた「総合運動部」が新設された。これは、今後離島留学生を含めた男子生徒が軟式野球をはじめ、他競技の活動をする可能性も含めたものである。

女子は、バドミントン部がある。これまでの部活動の統廃合の流れの中で残り、現在も小中学生が競技している部活動である。

保護者は、部活動に対して期待が大きく、地域の方々も、練習試合や合同練習などに協力的である。

【施設等の使用状況】

本校体育館及びグラウンド

【強化指定等】

なし

本校の活動方針

【部活動のねらい】

運動部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くこともねらいとしている。

【休養日及び活動時間】

- ア 週当たり、1日以上休養日を設ける。原則として、月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）に配慮する。
- イ 長期休業中は、学校閉庁期間や離島留学生の帰省に留意し、連続した休養期間を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安とする。

※ 活動時間とは、生徒が実際に主練習や試合を行う時間。（準備片付けの時間は含まない）

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

- ア 部顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- イ 「奈留高校運動部活動に係る活動方針」及び各部の活動計画を4カ月ごと（4月・8月・12月）にホームページに掲載する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ア 指導者講習会に参加し、その情報を共有する顧問会を年1回開催する。
- イ 部保護者会を年に2回程度実施し、部の活動及び会計等について報告を行う。

【熱中症等の事故防止について】

- ア 運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。
- イ 部顧問、生徒共に熱中症に対する知識を深め、生徒の体調やWBGTに応じた活動を行う。
- ウ 技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- エ 運動部顧問は、指導に当たる際に「運動部活動指導の手引」（平成26年1月県教育委員会作成）及び各競技団体の作成する「指導の手引」を活用すること。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

現在、全員部活動制であるが、離島留学生も含めた生徒の実態に合わせて、柔軟な活動を検討していく。

